

2020-2-18 体罰等によらない子育ての推進に関する検討会（第4回）

体罰等によらない子育ての推進に関する検討会
第4回議事録

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

体罰等によらない子育ての推進に関する検討会（第4回）

議事次第

日 時：令和2年2月18日（火）9：00～17：00

場 所：中央合同庁舎5号館（厚生労働省）共用第9会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 第3回検討会における素案の内容に関する主な議論について
- (2) パブリックコメントにおける主な御意見について
- (3) 「体罰等によらない子育てのために」について
- (4) 「体罰等によらない子育てのために」の副題（キャッチコピー）について
- (5) 意見交換

3. 閉 会

○柳室長補佐 それでは、定刻となりましたのでただいまより「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」第4回を開催いたします。

構成員の皆様には、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。初めに、資料の確認をさせていただきます。

配付資料につきましては、右上のほうに番号を付しておりますが、資料1から資料5、また、参考資料の6点となっております。

クリップどめになっております資料につきまして、資料1として、第3回検討会における素案の内容に関する主な議論のポイント。

資料2として、体罰等によらない子育てのために（素案）に関するパブリックコメントについての御意見の募集について。

資料3として、体罰等によらない子育てのために（案）。

資料4として、「体罰等によらない子育てのために」の副題の募集について。

資料5、委員提出資料として、森委員から提出いただいております。

加えまして、参考資料といたしまして、前回もお配りしております「体罰等によらない子育ての推進について」をおつけしております。

資料の欠落等がありましたら、事務局までお申しつけください。

それでは、恐れ入りますが、カメラは、これまでとさせていただきますと思います。

（カメラ退室）

○柳室長補佐 それでは、これより先の議事は、大日向先生にお願いできればと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○大日向座長 おはようございます。

それでは、本日も、どうぞよろしくお願いいたします。

早速、議事に入りたいと思います。

まず、議事1「第3回検討会における素案の内容に関する主な議論について」でございます。

事務局から御説明をお願いいたします。

○柴田室長 資料1を御覧ください。

第3回検討会における素案の内容に関する主な議論のポイントを御紹介させていただきます。

1つ目の○です。全体を通して以下の点について盛り込んでいることを評価したいという意見をいただいています。

子どもの健やかな成長・発達のために体罰は必要ないとしている点。

体罰は子どもの権利を侵害するとしている点。

どんなに軽いものであっても体罰に該当するとしている点。

保護者を罰したり、追い込むことを意図したものではなく、体罰によらない子育てを社会全体で推進することを目的であるとしている点。

全ての人について体罰は許されないことになるとしている点でございます。

2つ目の○です。しつけと体罰の違いについて、どんなに軽いものであっても体罰とすることは賛成だが、不快感を引き起こす行為の書き方に違和感があるため検討が必要。

3つ目の○として、体罰に当たる具体例について、保護者の気づきを促す観点から表現を適正化すべき。

そして、具体的な工夫のポイントについて、以下の点を見直すべき。

保護者が実践しやすい形で、なるべく具体的に記載すべき。

子どもの気持ちを受け止めるという内容は、子どもの権利の観点から重要であるため、子どもとの接し方のポイントの最初に記載すべき。

親を追い詰めないように配慮した記載順・内容とすべき。

体罰等が子どもに与える悪影響の記載について、子どものときにつらい体験をすると必ず悪影響があると捉えられないように表現を見直すべき。

当事者は、悩みや大変さを抱え込んでいる状態に気づいていないことを踏まえた記載をすべき。また、様々な具体的な工夫をしても、全てがうまくいくわけではないということが分かるとよいという意見。

下から2番目の○ですけれども、保護者の支援者に向けた記載は、保健師等も含めた内容にすると、より多くの関係者に意識されやすいのではないか。

最後に、文末脚注に、児童の権利条約のうちの必要な条文を追加してほしいという御意見を賜りまして、この御意見等を踏まえて、体罰等によらない子育てのために、素案を修正し、パブリックコメントを実施しているところでございます。

資料1の説明は、以上です。

○大日向座長 ありがとうございます。

これまでの議論のポイントをまとめていただきましたが、これでよろしいですね。

(首肯する委員あり)

○大日向座長 それでは、ありがとうございます。

続いて、議事の2「パブリックコメントにおける主な御意見について」に移ります。

パブリックコメントにおける主な御意見についての内容に関して、こちらも事務局から御説明をお願いいたします。

○柴田室長 資料2を御覧ください。

第3回の検討会での御意見等を踏まえまして、体罰等によらない子育てのために(素案)につきまして、令和元年12月20日から令和2年1月18日までの間、広く国民の皆様から御意見を募集したところでございます。

そして、63件の御意見が寄せられておりまして、いただいた御意見と、御意見に対する考え方について、次のページの別紙につけていますので御覧いただければと思います。

こちらの別紙の左側に御意見の内容、概要を要約したものをお付けして、右側に、その考え方を記載しております。

時間の関係もございますので、このうち、左側の御意見の内容につきまして、かいつまんで御紹介をさせていただきます。

まず、2ページです。表題に関する御意見ですとか、あるいは小見出しをつけておりますけれども「I はじめに」に関する御意見として、出典を示すべきという御意見。

また、3ページ目「II しつけと体罰は何が違うのか」に関する御意見としましては、例えば「しつけと体罰の関係」について「『理想の子どもに育てよう』『将来困らないようにしっかりとしつけなくては』」のほかに「人に迷惑かけない子どもに育てなくては」という記載を追加したらどうかという御意見。

次の4ページ目を御覧いただきたいと存じます。

4ページ目の下段の上から3つ目の○、人を叩いたり、物を盗むのは犯罪であり、将来犯罪者にならないためには体罰等が必要という御意見。

5ページ目を御覧ください。5ページ目の中段、下から3つ目の箱ですけれども、素案の内容が、叱らない子育てだと誤解されないようにしていただきたいという御意見。

次の○で、5ページの、こんなことをしてしまっていないかという記載については、こんなことをしていませんかのほうが、読み手が心を開いて、読を進められないか。こういう御意見を頂戴しています。

少し飛んで、7ページ目を御覧ください。7ページ目の一番下のところで、6ページで、きょうだいを引き合いに出して、ダメ出しや無視をしたという記載ございますけれども、その部分については、ダメ出しという表現が分かりにくいという御意見で、修正すべきではないかということ。

8ページを御覧ください。IIIの、なぜ体罰等をしてはいけないのかに関する御意見としては、1つ目の○の9ページの「1 体罰等が子どもに与える悪影響」について「保護者との不安定な関係の中で」は削除してはどうかと。これは安定的な関係の中では許されるのかという思いを惹起するという御意見をいただいています。

同じく8ページ目の一番下で、9ページには、御意見として、人は、痛みに応じやすく、初めは軽く叩く程度でも、聞いていたはずが、同じ効果を得られるために暴力がエスカレートしがちで、気づいたときには、激しい虐待に発展する場合がある。重大な虐待事例において、加害者がしつけのつもりだったというのは、このような事情によるという内容を盛り込んでほしいという御意見をいただいています。

10ページを御覧ください。

10ページ目の一番上の○で、体罰等の悪循環の部分につきまして、最後の文章で、対人関係のトラブルや非行の後に、犯罪被害などを加えてはどうかという御意見いただきます。

IVの体罰等によらない子育てのためにに関する御意見で、例えば、2つ目の○で11ページ目の子どもの年齢や特性等に関わることの項目で、多胎児にも触れてほしいという御意見。少し下がってもらって11ページです。

11ページの中で御紹介させていただきますと、上から3つ目の○で、具体的な工夫につ

いて子どもの成長発達の平均的、標準的な基準に左右されてしまう親の心情も酌んだ内容もあってもよいかと思ったという御意見をいただいています。

続いて、12ページの御意見を御紹介したいと思います。12ページ目の下から2つ目の箱の1つ目の○で、14ページの「子育ては、いろいろな人の力とともに」の部分について、子育てに悩む前に、地域子育て支援拠点等に相談するように記載すべきという御意見。

次の12ページ目の一番下の箱で、14ページにある子育て相談窓口に御連絡くださいとの記載については、どのようなサポートがあるのかなど、具体例が示されるとよいという御意見をいただいています。

13ページの中で御意見を紹介させていただきます。中段の箱に入っております2つ目の○のところで、子育ては、家庭だけで完結させるものではない。地域や社会など集団で行うものだということを前提にした記載をお願いしたいという御意見。

同じく13ページの「V おわりに」に関する御意見として、とりまとめ（案）の16ページの「おわりに」に、子どもには社会に参加する力があるという視点での記載をしてはどうかという御意見。

14ページをお開きいただきまして、その他全体に関する御意見としまして、例えば2つ目の箱で、1つ目の○で、社会全体で体罰をしないでよい環境づくりを訴えるべきという御意見。

上から3つ目の箱の1つ目の○ですけれども、牛乳パックなど、生活の中で人々が目にするように、啓発活動は必要というところです。今、御紹介した意見以外の御意見も多数いただいているところでございます。

こういった意見等を踏まえまして、次の資料3で御説明するとりまとめ（案）を修正しているということでございます。

資料2の説明は、以上でございます。

○大日向座長 ありがとうございます。

本当にたくさんの御意見を寄せていただきまして、そのいずれも素案を読み込んだ上での貴重な御意見だったと思います。その一つ一つに、事務局が本当に丁寧に、真摯に御対応いただいたことを、本当にありがたいと思えました。

その表につきましては、私たち構成員は、事前に目を通す機会を与えていただきましたが、改めてそのポイントについて、今、室長から御説明をいただいたところでございます。

いかがでしょうか、この議事2に関しても、これでお認めていただけますでしょうか。

（首肯する委員あり）

○大日向座長 ありがとうございます。

それでは、続いて、議事の3「『体罰等によらない子育てのために』について」に移ります。

こちらも、初めに資料3「体罰等によらない子育てのために（案）」について、事務局から御説明をお願いいたします。

○柴田室長 資料3を御覧ください。

先ほど御説明させていただきました、資料2の御意見等を踏まえまして、修正や文言の適正化等を行っているところでございます。

資料3では、パブリックコメント時点の素案からの主な変更点を御説明させていただきたいと思います。

3ページをお開きください。

先ほどのパブコメの御意見の中でも御紹介しましたが、Iの1の2つ目の○であります。

我が国においては、しつけのために子どもを叩くことはやむを得ないという意識が根強く存在しますという部分について、出典を示すべきという御意見を踏まえまして、3ページ目の1の脚注を追記しています。

続いて、5ページ目です。

5ページ目のIIの1の1つ目の○です。しつけと体罰との関係の部分で、先ほど御紹介した、他人に迷惑をかけないというプレッシャーがあることの例示を追加すべきとの意見を踏まえまして、1つ目の○の4行目のところに、2行目から御紹介しますけれども「このため親は、子どもを養育し、教育するためのしつけをしますが、『理想の子どもに育てよう』、『将来困らないようにしっかりとしつけなくては』」の後に「『他人に迷惑をかけない子どもに育てなくては』等といった思いから、時には、しつけとして子どもに罰を与えようとすることもあるかもしれません」というところで、例示を加えているというところでございます。

その1の部分の3つ目の○の部分でありますけれども、3つ目の○の3行目から4行目を追加しています。

これは、叱らない子育てと誤解されないようにすべきという御意見を踏まえまして、子どもと向き合い、社会生活をしていく上で、必要なことをしっかりと教え伝えていくことも必要ですという記載を追加しているというところでございます。

さらに下の破線の部分、◎のところ、こんなことをしていませんかという記載です。素案の段階では、こんなことしていませんかという記載でありましたが、この表現ですと、親の過去の行動を指摘、批判しているように見えるために、読み手が心を開いて読み進められるようにすべきという意見を踏まえて、この記載に修正をさせていただいています。

そして、この部分の4つ目のポツと、6つ目のポツに、罰としてという記載がございましたが、いずれも罰としての行為であるため、記載の並びをとるために修正をしています。

次の6ページ目を御覧ください。

こちらの2つ目の○です。「なお～」のところ、これは、そもそも体罰は当然に許されない行為でありという記載でありましたが、今回の法改正によって体罰禁止が明確化されたことを踏まえて、この記載は不要でないかという御意見を踏まえて削除しています。

同じく6ページ目の下の波線の部分、◎の、こんなことをしていませんかという記載の

部分についてです。下の2つ目のボツのところ、やる気を出させるという口実できょうだいを引き合いに出して、素案では、ダメ出しや無視をしたという記載でありましたが、ダメ出しという表現が分かりづらいということですか、あるいは子どもの不適切な行動に着目しない、無視をする、そういった手段もあるために、無視をしたというのも修正すべきではないかという御意見踏まえて、けなしたという文言に修正をしています。

続きまして、9ページ目です。

9ページ目のIIIの1で、体罰等が子どもに与える影響という部分の1つ目の○です。

2行目に、素案では、体罰等が繰り返されるとの前に、保護者との不安定な関係の中でという記載がございましたが、先ほどの資料2の御紹介でも御説明させていただきましたように、この保護者との安定的な関係の中での体罰は認められるようにも解釈できると、保護者から見たら安定的な関係であっても、子どもから見ると違うことも多いために削除すべきという御意見踏まえて、この文言を削除しています。

同じく1の3つ目の○です。ここの部分につきましては、パブリックコメント案では、手で叩かれた人が、みんな将来加害者になるように感じられるという御意見を踏まえて、そう読まれないように修正をしているところでございます。

次の○は追加の記載です。これも、パブリックコメントの御意見で、体罰がエスカレートして、虐待に発展するというを分かりやすく記載するという御意見を踏まえて、ここの○として、「初めは軽く叩くことでも、子どもが痛みを受けることに、順応する可能性があり、同じ効果を得るために暴力はエスカレートしていき、気づいたときには、虐待に発展することも考えられます。虐待事例において加害者がしつけのためだったという事例も存在します」という記載を追加しています。

9ページ目の一番下の○です。トラウマという言葉の使い方についての、適切な表現ぶりに修正するという観点からの御指摘をいただきまして、「このような虐待、体罰、暴言を受けた体験がトラウマ（心的外傷）となって」という記載に修正しています。

次のページを御覧ください。

10ページ目になります。

2の子どもが持っている権利の部分の3つ目の○の「全ての国民は、子どもの最善の利益を考え、年齢や成熟度に応じて子どもの意見が考慮されるように努めることとされています」という部分について、子どもの意見表明権に関する記載を増やすべきという意見を踏まえて、意見表明に関する権利委員会の一般的意見を、文末脚注を追記しています。

次の○も啓発が重要であるという意見を踏まえまして、国連の児童の権利委員会からも、体罰をなくすための意識啓発キャンペーン等の強化について、要請されているということについて文末脚注を追記しています。

次の11ページを御覧ください。

10ページから11ページにかけての記載です。10ページ、体罰等による悪循環の中の3つ目の○、11ページに続く部分の記載です。

11ページ目の1行目から2行目の部分を追記、修正しています。

これは、体罰等の悪循環が生じる理由について、具体的に追加すべきという意見を踏まえて、子どもが安心できる場であるはずの家庭が、自分の居場所であると感じられなくなりという記載を追加して、さらに対人関係のトラブルや非行の後に、犯罪被害という事件もあり得るという意見を踏まえて、記載を追加しています。

続きまして、IVの体罰等によらない子育てのための1の1つ目の○です。これは、「子育てを担うことは、大変です」という記載だったところ、保護者に寄り添う表現にすべきではないかという意見を踏まえて、「子育てを担うことは、大変なことです」と修正をしています。

続いて、見出しのところの、[子どもの年齢や特性等に関わること]の3つ目の○を追加しています。これもパブコメの意見で、この年齢ならば、これができなくてはいけないというプレッシャーが大きいという御意見を踏まえまして、3つ目の○として、「年齢に応じた発達・行動が見られない」という記載を追加しています。

次の見出しでありますけれども、[保護者の心配ごとや負担感、孤独感等に関わること]の部分で、多胎の大変さに関する記載をすべきという御意見を踏まえて、3つ目の○として、小さい子どもが複数いるが、周囲からのサポートが得られないという記載を追加しています。

続いて、13ページをお開きください。

13ページ、「③子どもの成長・発達によっても異なることがあります」という部分の5行目の部分を追記しています。子どもの成長・発達の平均的、標準的な基準に左右されてしまう親の心情も酌んだ内容もあったほうがよいという御意見を踏まえまして、5行目のところに、「それぞれの子どもによって成長・発達の状況にも差があることを理解することも大切であり」ということを追記しています。

続いて④の「子どもの状況に応じて、身の周りの環境を整えてみましょう」という部分について、2行目のところで、子どもに触れられたくないものは、見えないところや、届かないところになってしまうなど、環境を変えることで、いらいらすることも減ることもありますという記載を、記載場所を変えて、ここに移しています。

次のページをお開きください。

14ページの(2)の「保護者自身の工夫」、2行目、3行目の記載を修正しています。否定的な感情を認めることで、子育てに悩んでいる保護者の罪悪感を少なくすることができるのではないかという御意見を踏まえまして、この2行目の文言を、「否定的な感情が生じたときは、まずはそういう気持ちに気づき、認めることが大切です」という記載に修正しております。

さらに、その次の行で「そして」の後に、「それは子どものことが原因なのか、自分の体調の悪さや忙しさ」の後に、「孤独感」をパブコメの意見を踏まえて追記しています。

14ページ目の一番下の○の3行目に、具体的な窓口を明記すべきという意見を踏まえま

して、3行目の「例えば」のところで、「市町村の子育て相談窓口や保健センター」を修正しています。

15ページをお開きください。

3の「子育てはいろいろな人の力と共に」という部分の1つ目の○です。子育ては家庭だけで完結するものでなくて、地域や社会など集団で行うものだとすることを前提として記載をすべきという意見を踏まえて、1行目の後段から3行目まで、「子どもを育てる上では、支援を受けることも必要であり、市区町村等が提供している子育て支援サービスを積極的に活用しましょう」という部分を追記しています。

さらに、2行下の、「まずは、お住まいの市町村の子育て相談支援相談窓口」の後に、保健センター等を追記しています。

2つ目の○です。具体的にどこにどのようなサービス、サポートがあるか等を追記すべきという御意見を踏まえまして、「例えば、市区町村の実施している乳幼児健診等の健診時や、乳幼児全戸訪問等の機会にも相談することができます。また、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いち・はや・く）」や児童相談所相談専用ダイヤル等も利用が可能です」という記載を追記しています。

さらに3つ目の、子育てに困る前に、気軽に相談できる環境を作ることが重要であるということを追記すべきという御意見踏まえて記載しています。

「また、子育てには、気力・体力をととても使います。そのため、困ってから相談に行こうと思っても、その気力が湧かなくなってしまうこともあります。落ち着いているときに、地域子育て支援拠点など、子どもを連れて出かけられる場所に出かけてみることも一つの方法です。子育ての不安等を話すことで気分転換になり、気になること等を気軽に相談できる関係ができるかもしれません」という記載を追記して、さらに15ページの下段に6として脚注を加えています。

17ページ「V おわりに」です。

「V おわりに」の最後の3つ目の○に、2行目から5行目まで追記しております。これは社会全体で体罰をしないでよい環境を訴えるべきという御意見を踏まえまして、2行目から「同時に、保護者が孤立せず、子どもが育ちやすい社会であるために、体罰等を容認しない機運を醸成するとともに、寛容さを持って子どもの成長に温かいまなざしを向け」という記載を追記しているというところでございます。

その他、表現の適正化等を幾つか行っていますが、パブコメの意見を踏まえた主な変更点については、以上でございます。

説明は、以上です。

○大日向座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの御説明を踏まえて、委員の皆様から御意見を頂戴したいと思いますが、なお、周知啓発につきましては、後ほど意見交換の時間を設けたいと考えておりますので、ここでは、とりまとめ案、資料3の「体罰等によらない子育てのた

めに（案）」につきまして、御意見があれば、お願いしたいと思います。

どうぞ、よろしく申し上げます。

皆様、特にないようでございますというよりも、これまで十二分に御検討いただいて、事務方からも大変丁寧に御説明と意見交換をしていただいたということかと思えます。

もし時間があれば、この検討会は、今日が最後でございますので、あとで御感想など、一言いただく時間も設けられればと思います。それでは、議事3の「体罰等によらない子育てのために」についての議論は、ここで終了とさせていただきます。

ありがとうございました。

続けて、議事の4「体罰等によらない子育てのために」の副題（キャッチコピー）に移りたいと思います。

このキャッチコピーの募集結果につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○柴田室長 資料4を御覧ください。

第3回の検討会での御意見を踏まえまして「体罰等によらない子育てのために」の副題（キャッチコピー）の募集を行いました。その結果について、御説明させていただきます。

「体罰等によらない子育てのために」の副題（キャッチコピー）につきまして、令和元年の12月20日から令和2年の1月18日までの間、皆様から案を募集したところ、527件の応募をいただきました。

応募をいただきました副題（キャッチコピー）案につきまして、検討会の委員の皆様にも事前に選定いただきまして、下記の最終候補、①から⑮までの15件の中から「みんなで育児を支える社会に」で決定いただいたところでございます。

説明は、以上でございます。

○大日向座長 ありがとうございます。

副題（キャッチコピー）につきまして、本当にたくさんの応募をいただきました。

資料4にあるとおり、委員の皆様には、応募の中から事前に選定いただきまして、今、室長から御説明がありましたとおり「みんなで育児を支える社会に」を検討会のとりまとめの副題としたいと思います。こちらについて、異議はありませんでしょうか。

（委員首肯）

○大日向座長 ありがとうございます。

それでは、今後、こちらのとりまとめと副題を併せて周知啓発等を行うこととなります。

それでは、今後の取組、周知啓発に関して御意見がある方がいらっしゃれば、どうぞ御発言をお願いいたします。

資料を御提出くださった委員もいらっしゃいますので、併せて御紹介もいただければと思いますが、では、森委員から、どうぞ。

○森構成員 まず、キャッチコピーにつきましては、素晴らしいものに決まって、大変私もよかったと思っています。

「みんなで育児を支える社会に」は、本当にそのとおりでして、これを、ぜひ、実現し

ていければと思っています。

一方で、私自身は、資料4の⑨の「子どもの権利を尊重する社会へ」とか⑩の「子どもの権利を保障する社会へ」とか⑪の「守ろう 子どもの権利と未来」とか、子どもの権利という言葉を入れたほうが、この取組が、子どもの権利を守るためであるということが明確になるのではないかと思います。そういう意見を、これまで出させていただいたところではあるのですが、それは、実際、このとりまとめの中に、目次にも子どもの権利という言葉も入っていますし、今後、啓発の中で、ぜひ子どもの権利ということを、この社会の中に定着させるような取組をお願いしたいと思っています。

もう一点は、キャッチコピーが「みんなで育児を支える社会に」ということで、これは、本当に私は大賛成なのですが、このとりまとめ自体が「みんなで育児を支える社会に」という内容が、そんなにたくさん入っているかというと、基本的には、保護者の方を想定している部分も多いところですので、私はぜひ、今後、改定があったり、あるいは、また、啓発の中でもいいと思うのですが、17ページに、今回の補充をしていただいたところがあったと思うのですが、17ページの最後の○の「体罰等を容認しない機運を醸成するとともに」と、その次のところで「寛容さを持って子どもの成長に温かいまなざしを向け、社会全体で子育てを行っていく必要があります」と、ここをさらに、例えば、高祖さんからお聞きしたことがあるのですが、泣いている子どもが電車などにいたりしたときには、シールを用意していて、ぱっと渡してあげると、その子が、少し気持ちが変わるということがあったりとか、子どもがいて、保護者がいて、もちろん子育ては、その中心なのですが、周りの目も、そういう温かい目であることが、そこで、しつけがなっていない、何で泣かせておくのだという方向ではなく、ここにあるように、寛容さを持って、子どもの成長に温かいまなざしを向けるような社会であってほしいと思っています。そのために、何かできる工夫とか、そういうようなことも、さらに盛り込んでいけると、社会全体が、それは具体的に、こういうのがいいですよというのがないと、とてもいいのではないかと思いますので、また、その辺も意識していただきたいと思っています。

それがキャッチコピーにつきまして、あと、今日資料を提出させていただきましたので、一通り説明させていただきます。

まず、資料5-1ですが「子どもに対する暴力撤廃ーグローバル・パートナーシップー」と書かれていますが、以前にSDGs、2ページに持続可能な開発のための目標、SDGsということが掲げられまして、目標が2015年に設定されまして、そうしたことを受けて、右側3ページの右上ですが、子どもに対する暴力撤廃のためのグローバル・パートナーシップというものが、SDGsの目標の子どもに対する暴力というところを、特にパートナーシップを作りながら解決していきましょうという枠組みができておりまして、我が国は、この冊子自体には書いていないのですが、17ページを御覧いただきますと、2.2のところに「パスファインディング国は、子どもたちに、包括的で、コーディネートされた多分野にわた

るサービスへのアクセスをより多く提供する」とありまして、このパスファインディング国というのが、世界に何か国かあるのですが、そのうちの1つに日本はなっておりまして、下のところの2. 2をごらんいただきますと、パスファインダー国とは、その国のリーダーが子どもへのあらゆる暴力を撤廃するための行動を支援すると誓約した国のことです。INSPIRE、以前お配りさせていただいたのですが、WHOが中心にとりまとめた政策集なのですが、それを用いてその誓約を現実のものとしします。INSPIREによる計画は、その構成要素が連携し互いを強め合うとき、最も効果を発揮しますと言っております。日本は、これをやりますと宣言しているところですので、ぜひ、リーダーシップを発揮して、子どもの問題に取り組んでいただきたいと、もちろん、パートナーシップですので、官民が連携しながら、いろんな立場の方が連携しながら取り組んでいく必要があると思っております。

それで、少し戻っていただいて、14ページを御覧いただきますと、14だけページ数が振っていないので、13と15の間の「方針」とあるページになるのですが、これは、子ども権利条約などの内容も反映されているのですが、こういった方針でやるかということについて書かれていまして、子どもの権利中心であると、子ども中心である、普遍的である、ジェンダーへの配慮、それから、どのように協働するかということについて、包摂性、透明性、エビデンスに基く、成果主義であると、こういった基準を設けておりまして、今後の取組においても、こうしたものも念頭に置きながらやっていくことが効果的な取組につながると思っておりますので、情報共有させていただきました。

続きまして、資料5-2になります。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンさんが、今後の啓発方法について、幾つかアイデアをまとめてくださったものでして、以前にもほかの国の啓発のことなどの資料も、こちらで共有させていただいているところなのですが、そういった情報も踏まえて、いろいろやればいいのではないのでしょうかということで、具体的にいろいろアイデアを出していただいておりますので、参考になるかと思いたしましたので、ちょっと一つ一つ細かくは御説明いたしません。今後の取組において、ぜひ参考にさせていただきたいと思っております。提出させていただきました。

裏面に、ちょっと字が小さいですが、一覧表にもなっております。

それで、最後の資料5-3で、これも字が大変小さくて申し訳ないのですが、これについて説明させていただきますと、

「体罰等によらない子育てのために」のとりまとめができましたので、今後、理想的にはスウェーデンのように、大規模な啓発キャンペーンを行って、それによって大きく子どもに対する暴力を減少させると、なくしていくということが求められていきますが、その中で、厚労省さんのほうでも、いろいろ計画をしていただいているかと思うのですけれども、その中には、このとりまとめにありますような体罰等の弊害についての情報を共有していくこと。それからそれに代わる適切な子育ての方法について、情報共有していくこと。

もう一つ、子どもの権利について、大人に対しても子どもに対しても伝えていくこと。私は3つのことがとても重要だと思っております。ただ子どもの権利というところが、ど

うしても後回しになりがちな印象を持っておりまして、それについて、あえてこちらで確認させていただくために、今回資料をまとめさせていただきました。

若干、時間いただきたいのですが、下線部分のところをざっと読ませていただきたいと思っています。

子どもの権利の中でも、特に国連子どもの権利委員会は意見表明権を重視していきまして、そういった視点から重要だと思ふ一般的意見などの記載をここでまとめております。

第1のところですが「子どもの権利基盤アプローチ 子どもの意見を聴かれる権利」についてということにして、国連子どもの権利委員会一般的意見5号というのがありまして、条約の42条に、その下にありますが、この条約の原則及び規定を広く知らせることを約束していきまして、この一般的意見5号の66項というのがありまして、これは全部抜粋ですが、個人は自分にどのような権利があるのかを知る必要があると。その下の下線部ですが、子どもの周りの大人、子どもの親その他の家族構成員、教員及び養育者が条約の意味するところを、そして特に条約において権利の主体としての子どもの平等な地位が確認されていることを理解していなければ、多くの子どもにとって条約の定める権利が実現されることは極めて望み薄であると。

68項では、子どもたちは自己の権利についての知識を身につけなければならない。委員会は、あらゆる段階の学校カリキュラムに条約及び人権一般についての学習を編入することを特に重視していると言っております。

69項の下線を御覧いただきますと、同様に条約についての学習は、子どもとともに及び子どものために働く全ての者の初任時研修及び現職研修に統合されなければならないと言っております。その下に、意識啓発には子ども及び若者を含む社会のあらゆる層を関与させるべきである。青少年を含む子どもには、その発達しつつある能力を最大限に活用して自己の権利に関する意識啓発に参加する権利があると。

意識啓発も、今回パブコメなど、それはどこかに書いたかな、また、重複になりますので、後ほど述べさせていただきます。

2のところでは、その意味では、これは学校できちんと子どもたちに教えるという意味では、既に厚労省さんも、パブコメの中の厚労省の意見としても書いてくださっていますが、文科省等との連携は不可欠であると思っております。ここをしっかりとやっていくことが、効果的な取組につながっていくと思っております。

それから、3番が施策に子どもたちが意見を伝えることができるようにというところなのですが、今回のパブコメにふりがなをつけていただいて、結局、子どもから何か意見はあったのですか。どんなものですか。

○柴田室長 定量的には取っていないのですが、少なくとも、読んだ方はいらっしゃるのではないかと考えています。

○森構成員 ありがとうございます。

○柴田室長 パブコメの意見提出様式においては、年齢は、記載事項となっていないので、

そこは、つまびらかに説明できるものを持っておりません。

○森構成員 時間も限られていましたし、今回は本当に、とりあえず、平仮名をつけて、何とかしたぐらいの感じではあったと思うのですけれども、今後は、ここに書いていますけれども、子どもがアクセスしやすく、理解しやすい子ども向けのサイトを作成するなどして、子どもが各種の、特に子どもに関する施策に意見を表明しやすい環境を作る必要があると思っております、こういう場を作っていただくことが、やはり、子どもにとっても聞いてもらえたという思いもつながりますし、やはりいろいろ出してもらおうと、なるほどということって必ず出てくると思いますので、より豊かな施策につながっていくと思いますので、ぜひ、ここを今後の様々な施策の中で工夫していただきたいと思っております。

4番が、乳幼児の意見及び気持ちも尊重されなければならないというのは、パブコメを読ませていただいて、結構、ここは大事なのだということが言われていまして、ここももう少し実は書きたかったのですけれども、時間がなくて、とりあえず国連子ども権利委員会では、一般的意見7号というのがあります、かなり手厚く乳幼児の意見表明権などについて記載がありますので、そういうのも、ぜひ参考にさせていただき、乳幼児というと、言葉もしゃべれないし、どこまで尊重すればいいのだろう、あるいはどうやって尊重すればいいのだろうとか、いろいろ疑問もわくところですが、かなりそういったことの疑問に答えるような内容にもなっております、ぜひ今後、こういったことも共有されていく必要があると思っております。

5番ですが、国連子どもの権利委員会、一般的討議「意見を聴かれる子どもの権利」というところでして、これは委員会として締約国に対し、子育てに関する親の教育をさらに促進するとともに、条約に掲げられた諸権利及び特に子どもの意見表明権に関する情報を親に普及するよう勧告するとしていまして、これらの権利は、家族全体にとって利益となるものだからであると言っております。

子育てに関する親の教育というのは、今後、教育というと大げさですが、情報提供、啓発をしていくと思うのですが、と同時に、子どもの意見表明権などについてもやっていきたいと思いますということは、勧告されております。

さらに、一般的意見12号の90項ですが、子どもが最も若い年齢から自由に意見を表明でき、かつ、それを真剣に受けとめてもらえる家庭は重要なモデルであり、かつ、より幅広い社会において子どもが意見を聞かれる権力行使するための準備の場である。

子育てに対するこのようなアプローチは、個人の発達を促進し、家族関係を強化し、かつ、子どもの社会化を支援する上で役に立つとともに、家庭におけるあらゆる形態の暴力に対して予防的役割を果たす。

これはとりまとめに入れていただいたような気がしますが、こういった記載もあります。

91を見ますと、条約は子どもに適切な指示及び指導を行う親その他の法定保護者の権利及び責任を認めているが、それは子どもがその権利を行使できるようにするためであることを強調するとともに、指示及び指導が子どもの発達しつつある能力に従って行われるこ

とを求めているとしていまして、今回、パブコメなどを受けて、5ページに、子どもと向き合い、社会生活をしていく上で必要なことをしっかりと教え伝えていくことも必要ですという記載が入りましたが、しっかりと教え伝えるということの意味は、私は、結局、指示及び指導というのは、子どもが権利を行使できるようにするためにやる、そういう目的で行われるものでありますし、子どもの発達しつつある能力に従ってされる、子どもにとって分かりやすく、理解しやすく、そういった方法で行われる必要があるということであると考えております。

それから、次は端折りまして、あとは、ちょっと重複するところもありますし、大体一番お話しさせていただきたいことは、お話しさせていただきましたので、ちょっと裏面に行っていたかきまして、第2のところですが、積極的（肯定的）な非暴力的なかつ参加型の形態の子育ての推進と、これをしましよと、子どもの権利委員会は言うておきまして、それについて、下にいろいろ書いてありますが、ペアレントトレーニングとかペアレントプログラムとか、そういったものも、ここに該当してくると思うのですが、ここに栃木県での取組、リーフレット「パパ、ママみてみて」と書いてありますが、これはホームページで公開されている、ペアレントトレーニングをベースに、一般の方が、そのまま活用できるようなリーフレットを作成されていまして、それは京都府での「ほめかた絵本」とか、あるいはその下にあるリーフレット「子どもたちに肯定的な注目を」というものも同趣旨のものでして、既に、こういったものが作成されているので、大いに活用できるのではないかと思います。

一方で、一番上に書いているのですが、権利基盤（ライツベースト）アプローチとエビデンスベーストアプローチの必要性・重要性というところなのですけれども、ともするとペアレントトレーニングとかペアレントプログラムは、こうしましよという技術的なことと申しますか、そういうことは、学べるのですけれども、余り子どもの権利という言葉が出てこなかったりしていまして、一方で、子どもの権利の話のときに、具体的に子育てのとき、どう声がけをするのかという、ちょっと技術的な話が余り入ってなかったり、そこは、先ほど最初に申し上げましたが、子どもの権利の話と、肯定的な子育ての方法は、どちらも大切なことですので、それをうまく、高祖さんとか、講座で、いろいろそういったことを実践されていると思うのですけれども、両方が学べるような啓発の資料だったり、ワークショップとか研修講座の内容であったりするものが、今、余り見受けられないように思っています、その辺をちょっと意識できると、よりよいものができるのではないかと考えております。

第3の調査のところでは、これも、もう従前に説明させていただいたところですが、右上の2つ目の○のところ、定期的に全生徒を対象とした学校アンケートを実施することは、実態把握のため非常に重要であると。

これは桜宮高校のバスケット部のキャプテンがひどい体罰を受けて、自殺してしまったという事件の後に、文科省が初めて体罰について本格的な調査をしたら、何千件発生している

という実態が分かりまして、それはやはり、学校で全ての生徒に対してアンケートをして、それで分かってきたことでして、

ただ、それも実はばらつきがありまして、それをやった県や学校もあれば、なお、それをしない教職員の懲戒数とかだけ報告するとか、そういう県もあったように記憶しておりますが、これは直接子どもたちにアンケートを定期的にやるということが大切ですので、それは、参議院の調査室の資料のリンクを張っていますが、ここでもそのようなことをコメントされていますので、ここをぜひ、ちゃんと効果的な調査をするということをしていくことが大事だと思っております。

第4のところですが、ガイドラインというか、とりまとめを、あらゆる場面環境にということが今後大切であると思っております、子どもの権利条約、国連子どもの権利委員会は、体罰の定義について、家庭と学校とで区別しておらず、どんなに軽いものであっても体罰に該当するとしています。

学校のほうは法律があるのですが、時代時代で、少し軽いものは容認するような判例が出てみたり、文部科学省から通知が出てみたりして、そこは、今回こうやって、どんなに軽いものでも体罰は子どもたちを傷つけることで、人権を侵害し、子どもたちの成長・発達に弊害があるものなので、どんなに軽くてもだめですというとりまとめをしたわけですから、やはり学校においても、あらゆる環境において、それはだめですということ波及させていく必要があると思っております。

第5については、ちょっと話がずれるようではあるのですが、私はつながっていると思っております、心理療法、トラウマケアを受ける権利ということで、これは福丸先生も、そういったようなお話を以前にさせていただいたかと思うのですが、子どもの権利条約においても、ちょっとこれは長いのですが、締約国は、被害者である児童の身体的及び心理的な回復及び社会復帰を促進するための全ての適切な措置を取らないといけないとして、例えば日本弁護士連合会の報告書があるのですが、そこでも効果的な心理療法を実施できる体制が圧倒的に不足しており、社会的養護のほとんどの子どもに適切で充実したトラウマケアを受ける機会がない状況を改善するべきであるとして、実際、私、愛媛で自立援助ホームの運営に関わっているのですが、いろいろな児童養護施設の子どもたち等の話を聞いたりもするのですが、例えば、EMDRというトラウマケアの眼球を左右に動かすことで、トラウマ記憶を処理していくような方法が、かなり効果的であるようなのですが、例えば、これはNHKの番組で見ただけなのですが、アメリカのある州では、州の費用で、社会的養護になる子は、そういう治療が義務化されているというような状況があるようなのですが、本当にそういった治療が、日本の子どもたちには、まだまだ行き届いてなくて、結局、トラウマを抱えながら、苦しみながら困難な人生をずっと送ってしまっているというような状況があると私は思います。

それは、杉山登志郎先生も、下に書いていますが、児童虐待相談対応件数、その増加自体は、いろいろな要因があると思うのですが、その要因の1つとして、これまで治

療ができていなかったからであると、治療を受けずに放置されると、子ども虐待は次の世代に広がっていくというようなことを指摘されていまして、こども、とても大事なことで、ちょっと最後ですので、少しテーマを広げて情報共有といたしますか、考えを述べさせていただきます。

イギリスでは、次に書いているのですけれども、心理療法アクセス改善という取組がされていまして、国がセラピストを養成して、それは結局、医療費の削減にもつながるといふことで、権利として、身体を怪我すれば、医者に行くことができると、心の調子を崩したときに、同じように医者で効果的なケアを受けられるべきであると、そういうことで整備がされていると聞いていまして、そういったことも、日本でもやっていく必要があると思っています。

第6のところは、さらにいろいろ広げたテーマではありますが、子どもの権利基本法の制定とか、独立した監視・救済機関の設置とか、総合調整機関設置。

そもそも子どもへの施策に対する予算配分が、ほかの国と比べて日本は非常に低いところがありまして、そこもやはり、きちんと変えていかないことには、なかなかこの取組は、とても大事なのですけれども、そもそも支援が圧倒的に足りないという状況も変えていかないことには、状況は、根本的になかなか変わるの難しいと思いますので、そういったことも、並行してといたしますか、改善していくことができたらと思っています。

以上です。

○大日向座長 ありがとうございます。

森委員には、毎回、子どもの権利に関して非常に貴重な資料をたくさんご提供いただきまして、おかげさまで、この検討会も、その点は十分に学ばせていただくことができたことに感謝しております。

素案のほうも、したがいまして「はじめに」は、子どもの権利から書かせていただきました。

また、文末の脚注には、子どもの権利に関する条約も載せることができました。おかげさまのことでございました。本当に感謝しております。

なお、ガイドラインという制約もございまして、書き切れないことも当然ございましたが、それを今後の周知広報にどう生かしていくかということ、ただ今、丹念に御紹介いただけたと思います。ありがとうございます。

ほかの方は、いいがでいらっしゃいますか。

お願いします。

○福丸構成員 今回の森委員のお話にも、少し刺激を受けながら、私も今回のプロセスを少し振り返っておりまして、そういう振り返りを含めてでよろしいでしょうか。

○大日向座長 ごめんなさい、それでは、ここからは、この検討を終えるに当たっての思いも込めていただいてよろしいですか。

では、お願いします。

○福丸構成員 本当に、この委員会に関わらせていただく中で、子どもの権利という、人権という権利の大切さということ、そして昨今の子育てをしている親御さんに対する温かいまなざし、社会全体で、地域でということ。

まさにそれがキャッチコピーにも現れたかなという、子どもの権利という点のコメントがございましたけれども、そんなところに私も落ち着いております。

最後に、寛容さを持って子どもの成長に温かいまなざしをと、私も、ここは本当に集約されているなという感じがして、何よりこれが非常に今回の大事なポイントだったのではないかなと感じました。

先ほど電車の中でというお話がありましたけれども、私自身も学生に、子育て支援というのは、何かプログラムをやるとか、相談を受けるということだけではなくて、むしろ今日帰りに電車で、駅でベビーカー持っている親御さんがいたら、一緒に持ってあげることだったり、泣いているお子さんがいたら、それこそシールはなくても笑顔で、にこっとすること、かわいいねと、そんな言葉をかけることから始まるのだと、本当にそういうことが大事だということを授業の中などで申したりしていますが、改めて私自身も認識しましたし、日々感じていることとマッチしていったなという気がしています。

ただ、これを今後、どうしていくか、啓発のところは、本当に大事だなと思いますし、こういったことを、やはり目につきやすい、手に届きやすいところに、ということが、とても大事だと。今後のことかというと、例えば、先ほどもありましたけれども、保健センターとか、そういったところの活用や、母子手帳にどんなことを盛り込むかとか、もっとリーフレットなどの活用などもありますし、海外だと、こういうキャッチフレーズもですし、こんな支援が受けられますよというのが、スーパーとかにもポスターで張ってあったりしますね、こういうところに、ぜひ御相談くださいとか、こんなプログラムは、この地域ではありますよと。

そういったものが駅にあったりとか、目につきやすいところにもどんどんそういうことをしていくというのも大事だなと思ったりしています。

あと子どもの権利ということで、本当に私たち大人が、耳を傾けるということがとても大事だということを改めて認識いたしました。

それが施策のプロセスにも生かされていくということが本当に大事だということ。

それから先ほどの森委員の資料も見ながら、子どもの発達や状況に応じてという辺り、意見を聞かれる子どもの権利という辺り、自分の専門に引きつけると、家族の中でもいろいろなことが起きていく、離婚、再婚など家族の形が変わるときにも、やはり子どもの声というのが、今、とても大事だと言われてはいますが、そういうところにもつながっていくなという気がしております。

それから、先ほどのエビデンスベースト、スキルベースト、ライツベーストという辺り、本当に現場として何ができるかというのを、少しプログラムとか、実践、現状を網羅する情報を共有することということから始まって、いろいろあるものをどんなふう提供して

いるか体系立った情報などを発信していくことというのが、今後、まさに求められるし、その辺りは関係性、子どもの権利であり、親のスキルということもですけれども、そこをどうつないでいくか、関係性の支援というのが本当に重要になってくるということを感じています。

今回、こうやっていろいろ関わらせていただく中で、そういう意味では、大人の気持ちに余裕が必要だということも改めて実感しています。温かいまなざしという意味では、働き方改革とか、そんなことにもつながっていくなど、そういうものだなというのをすごく感じておりますし、それから最後にちょっと社会的養護の話も出ましたが、私もとても気になっているというか大事なところなんです。自分も関わっているところなので、ここに対する予算とか、先ほどもお話がありました、昔、アメリカでトラウマトリートメントをやっていたら先生方が、1ドル最初にかける3歳までのところを、子育ての初期に1ドルかけることが、後の7ドルを節約すると。これは、今は10ドルという経済的な試算が出ていますね。

こういう経済的なこともそうですし、やはり背景には一人一人の子どものこれからのかけがえのない人生というものが、どんなふうを支えられ、どんなふう豊かにできるかということ、お金に替えられないものがすごくあるなということも痛感しています。

そういう意味では、社会的養護の分野、お子さんもですし、それから、そういう現場で働いている方たちの支援者支援だとか、環境を整えていくとか、そういったことは、本当に社会全体に求められているなど、感じながら伺わせていただきました。

以上です。ありがとうございました。

○大日向座長 ありがとうございました。

それでは、このような順番で行きますか、では、高祖委員。

○高祖委員 高祖です。ありがとうございます。

一応全体的な話も含めて、お話しさせていただきます。本当に今回参加させていただいてありがとうございます。

パブリックコメントも、平仮名をつけて実施されたということは、かなり画期的、お子様はどの程度読んでいただけたか分からないですけども、やはりそういう子どもの権利とか、子どもの声も聞いていこうという姿勢というところでは、とてもよかったのではないかなと思っています。

そして、キャッチコピーもすごくポジティブなメッセージになったことが、とてもよかったのではないかなと思っています。

そして、ガイドラインのほうの御意見も、本当にたくさんのいろいろな方向のものを、事務局の皆さんで、とても丁寧にまとめてくださったと思います。

今日、あえて言わせていただきますが、今日この場で意見が出ていないとか、そのとおりにというような感じになっておりますけれども、本当に前日まで電話とかメールとかでかなりやりとりしての、ここにまとまってきているということ。本当に細かい表現を

含めて、かなりやりとりをさせていただいて、とても丁寧に対応してくださって、まとまった、すごくいろいろな方向からの言葉をまとめることができたのではないかなと思っています。

さらに、パブリックコメントを実施したことで、その中のいろいろな意見も頂きましたし、やはりガイドライン案を読んでいただくことで、さらに子育てに対してとか、子育ての親子に対してとか、そういうところの考えも、参加くださった方は、すごく高まったのではないかなと思っています。

そして啓発について、ちょっとつけ足してお伝えさせていただきます。本当に今まで、いろいろな委員からも出たことですし、あと森委員からも、今、丁寧にお話しいただきました。

私も前回のところでも、啓発については意見書を出させていただいたところなのですが、やはり子育てや子どもの権利について学ぶというところを、ぜひ進めていただけたらと思っています。今までもやってきた部分でもあったかと思いますが、改めて今回の「体罰等によらない子育てのために」を拡げるという意味で、あえてそこをちょっと意識した講座だったりとか、情報を伝えていく仕組みみたいなところを、ちょっと丁寧に取り組んでいくことが必要かなと思っています。

そして、そこは本当に年齢ごとにといいか、生きていく経過の中で、乳幼児の権利というところもありましたけれども、子どもが学ぶ、学生が学ぶ、妊娠中に学ぶ、子育て中に学ぶ、支援者が学ぶ、市民が学ぶ、高齢者が学ぶみたいな感じで、様々なステージにいる方が、やはりそういうふうに学べる機会を持っていくということは大事かなと思っています。

特に今、育休の取得者を増やそうというような方向性もあり、取るだけ育休というような、ちょっと残念な言葉も少し聞かれたりもしておりますので、妊娠中と子育て中のところでは夫婦で、ぜひ学んでいくようなことを、ぜひと思っています。

そして、オレンジリボン、児童虐待防止全国ネットワークのほうで、実は、この間の土曜日に、オレンジリボン市民ミーティングというのをしております。

これは年に3回ぐらい実施しているのですが、やはり虐待防止のフォーラムとかシンポジウムとかを行うと、いろいろな方が来てくださって、一般市民の方が自分たちに何ができるかというようなところで、そこを考えたり、学びたいというような声がたくさんありまして、それを去年度ぐらいから実施させていただいています。

さらに昨日ですけれども、学生によるオレンジリボンの全国大会ということで、これも70校ぐらいが取り組んでくださっていて、それを選ばせていただいて、6校がプレゼンしてくださって、厚労省の方も審査員として参加くださっていたのですけれども、そういうような取組の中で、自分たちに何ができるかというところを考える契機にさせていただいたりとか、学生ならではの、ツイッターを活用して、今、このように考えていますみたいな、新たな視点だったりとかのヒントもいただけたりましたので、そういうような機会提供

みたいなことも、とても大事なかなと思っています。

そして、特に、先ほども申し上げましたけれども、子育てについて学ぶというところが、やはり妊娠中と、子育て中というところで、大事だと思っています。私ごとになりますが、昨年11月に大阪の堺市の南区で、講座をさせていただいたことがありました。

1時間半の短い講座で、しかも親子連れで、床にちょっと子どもをあやしながら聞いていただくみたいな感じだったのですが、講座の前後でアンケートをとっていただきました。そもそも感情的にならない子育てを学ぼうという内容だったので、講座前のアンケートでは来てくださった方の5割ちょっとは、そもそも子育てに体罰は不要（必要ない）と答えてくださっていました。でも5割弱は、場合によって必要と思っていたという回答でした。

すごく簡単なアンケートだったのですけれども、講座後にチェックしていただいたところ、体罰は必要だと思っていた方の94%が、「体罰は必要ない」と答えが変わっていたのです。

ですので、それだけ、情報をちゃんと聞けば、本当に1時間半ぐらいでも意識が変わっていく契機になるのだと思います。

先ほど福丸先生もおっしゃってくださいましたけれども、日本の中にたくさんのプログラムが散らばっていて、自治体によってとか、あと地域によってすごく斑模様に、まだまだなっているところがありますので、妊娠・出産のところで、基本的な内容だけ押さえて伝える。そして、そこからさらに学びたい人には、こういういろいろなプログラムがありますよというところで、さらに深く学んでいけるような道筋ができたらいいのではないかなと思います。

そしてもう一つだけ。子どもの誕生を祝福する社会になっていきたいと思います。それは、本当に皆さんおっしゃられたとおりに、いろいろな周りの声かけだったりとかというところなのですけれども、やはり予期せぬ妊娠というところも含めて、妊娠中、産後、子育て中というところでのサポートや支え安必要だと思っています。今、本当に子育て支援包括だったりとか、日本版ネウボラだったりとか、さまざまな施策はありますけれども、やはり「何で妊娠してしまったんだ」と周りから言われるのではなく、まずは、妊娠を祝福する、支えていこうという意識醸成づくりというか、そこもすごく大事なかなと思いました。

済みません、長くなりました。

ありがとうございました。

○大日向座長 ありがとうございました。

立花委員、お願いいたします。

○立花委員 今回、このようなすばらしい委員会に関わらせて、大変感謝しております。

そして、また、でき上がったガイドラインも、本当に、これから日本の子育て家庭や、日本の社会を変革していく大きな推進力になるのではないかなと思っています。期待しております。

今回できたガイドラインを次にどう普及啓発していくかという、次のステップで大きな

課題かなと思うのですけれども、普及するに当たって、ポピュレーションアプローチで全ての人たちに、こういったものを普及してもらう機会というのが幾つかあるかと思います。

森委員がお示しいただいたような、文科省との連携で、学校などでこういったものを使えば、全ての子どもたちに知ってもらうこともできますし、あとは高祖委員がおっしゃっていたように保健センターなどで、保健センターだと全ての子育て家庭が検診などで来ますので、いろいろな妊婦検診だったり、乳幼児健診だったりとか、そういったところで、こういった子育てのことについての内容を、その時期に合わせたような内容を盛り込むということも重要なかと思っています。

また、ハイリスクアプローチとして、例えば養護施設、さっき森委員からもおっしゃられたように、非常にハイリスクに、心に傷を負ってしまったような子どもたち、そして、また、その親御さんたちもいろいろ心に傷を負っていたりとか、非常に助けを求めているので、こういったものをさらにどういった形で、そういった人たち用の内容を、また、作っていくかというところ、また、いろいろな課題がこれからあるかと思うのですけれども、今回の内容というのが、次のステップのときに非常に大きな土台になっていくのではないかと思って期待しております。

このような機会に関わらせていただいたことを、繰り返しになりますが、本当に感謝しております。

どうもありがとうございました。

○大日向座長 ありがとうございました。

それでは、松田委員、お願いいたします。

○松田構成員 このたびは、本当に短い期間でとりまとめをいただいて、本当にありがたく思っています。

なかなか気の重いテーマで、様々に取材があったり、質問が来たりということも体験し、自分自身もどう答えていくかということに、すごく試された期間だったなと思います。

それは、同時に、親の戸惑いにも本当につながっているなと思っていて、今回の一連の報道が、また追い詰めるようなことにならないことが一番心配だなということがありました。

でも、何より、もちろん子どもの権利ということが、しっかりと明文化されたことが、ここにも反映されて、すばらしいものになったのではないかと思います。

初回に、大日向先生が、ここからが大変ですよとおっしゃって、スウェーデンは40年かかりましたみたな、そういう話をいただいて、本当に覚悟の上でやるのですねというお話をいただいたときに、はっとなったのですけれども、やはり、今回の一連のことがスタートで、社会が約束するものになってほしいなと思っています。親や子どもに求めるものではなくて、社会が約束していくという姿勢が示せるといいのではないかと思います。

私とか、大日向先生も港区で長年、地域子育て支援拠点というものを運営しています。

実は、私は、地域子育て支援は、一番の壮大なプログラムだと思っていて、時間と場所

を区切られたものだけではなくて、国が仕掛けた、しっかりしたプログラムだと思っています。

今、全国に7,400か所以上できていまして、少なくとも、そこに2人は常駐しましょうみたいになっていますので、ざっと考えても1万5000人が関わっているわけです。

その方たちが、しっかりと分かってくださって、それを教えるという関係性ではなくて、環境をつくったり、信頼関係の中で、自ら獲得していくような、そういった仕掛けになっていくといいなと考えています。

そのためには、私たちも、まだまだたくさん学ばないといけないのですけれども、先ほど、子どものことは子どもに聞くということ、森先生がおっしゃってくださったなと思っていて、本当にそのとおりだと思いますし、保護者や支援者自身が、まず、よく聞いてもらう経験を持ったほうがいいなというのをすごく思います。聞いてもらえるだけで、どんなに力がわくかという、そういったことを全国で伝えていけるといいのかなと思いました。

私も実は、電車の中で、何かできることはないかなと思って、いつも持ち歩いているものがあって、うちの地域のイベントで、みんなで作って配っているのですけれども、例えば、こういうのとか、先ほどのシール、泣いてもいいよステッカーとか、こういうのは、本当に個人でもできることだし、中学校の赤ちゃんの授業に、今年度は、中学生に1,300人ぐらいには伝えたのですけれども、こういったものを配ったりするという、本当に具体的なアクションプランは、市民の人たちが得意なので、こちらから示すだけではなくて、今回のパブコメとか、キャッチコピーのように、たくさん小さいアクションを募集するような、参加型のキャンペーンみたいなことになっていかないかなと思っています。

ぜひ、子どもの予算のことは、本当に私も長年ずっと言い続けていることなのですが、予防型に、そして、連携していくということ、視点に入れて取り組んでいけるといいなと思っていますし、私は全国子育て広場連絡協議会というのに参加していますけれども、その取組としても、ぜひ提案していきたいと思っています、思いを新たに決意表明をしてみました。

どうもありがとうございました。

○大日向座長 ありがとうございます。

森委員は、さらに一言ありますか。

○森委員 先ほど、いろいろとお話をお伝えさせていただきましたので、この会に参加させていただいた感想をお話しさせていただきますと、私の勝手なイメージで、お役所で、いろいろ作っていくものというのは、なかなか子どもの権利とか、そういうことに対しては、消極的なのではないかという、勝手な私の先入観があったのですが、今回は、子どもの権利ということについて、大体お願いしたいことは盛り込んでいただきまして、本当に大変感謝しております。

この作業が、4月施行ということで、かなりタイトなスケジュールの中で、パブコメも

本当に丁寧に反映していただきましたし、でもその分、お電話でお聞きしたら、毎日深夜までお仕事されているような感じで、それはそれですごく心配という思いもしてみたり、感謝の念も強くあるのですけれども、働き方改革ということもありましたが、ちょっと御家庭とか、人のことも言えないのですけれども、いろいろなことが頭に浮かんだりしました。

やはり本当に全体的に、子どもに対する向き合い方もそうですし、仕事の向き合い方もそうですし、もう少しみんながゆっくりと過ごせるような方向になればいいなと思ったりもしております。

もう一つは、大変細かい話なのですが、今後の啓発資料として、リーフレットで愛の鞭ゼロ作戦とか、今日も幾つか紹介させていただいたようなものもあるのですが、そういったものもいいと思いますし、あとはパワーポイントで、スライドで順番に見ていくと、一通り学べるみたいなものもあると、そこにアクセスしていただいて見ていただくと。それをホームページに掲載しておいたら、スマホでも見られるようにしておくと、いろいろな方がアクセスしてくださると思いますし、少し字を大きめにしておいていただきますと、印刷で、1ページにスライド4枚とか、無理やり8枚ぐらいとかで、裏表で収まったりすると、配付用にも非常に使い勝手もよくなりますし、そういった工夫も考えてみていただくと、より効果的な啓発につながるのではないかなと思いました。

ちょっとまだ言いたいことがあったのですけれども、忘れてしまいましたので、かまいません。

ですので、最後になりますが、本当にこういう検討会に参加させていただきまして、大変感謝しておりますし、今後の啓発支援が効果的に進み、すみません、言いたかったことを思い出しましたが、ここまでみんなで同じ方向を向いて進めることができたというのは、やはり、すごく残念な事件が続きまして、国民の中に、これは繰り返してはいけないという強い危機感とか、思いがあったと思うのですけれども、だから、それを、ぜひ持続するといいますか、事件として出てきているのは、本当にまだ少数でして、本当に数としては、もっとたくさん子どもたちが亡くなるような状況がありますので、そこは本当に総力を結集してと言いますか、みんなで力を合わせて、そういう状況をなくしていくということを、今後も力を合わせてできたらいいなと思っています。

以上です。

○大日向座長 ありがとうございます。

それでは、最後ですので、私からも少し申し上げたいと思います。

委員の皆様が、それぞれすばらしいことをおっしゃってくださったので、何か繰り返しといいますか、屋上屋を重ねるようなことになって恐縮ですが、私もこの検討会の委員にと言われたときに、お受けすることを、実は非常にちゅうちょいたしました。荷が重いと思いました。

でも、なぜお受けしたかと言いますと、児童福祉法改正で体罰禁止が盛り込まれたことについて、日本も法律でそれを盛り込まなくてはならないほどの状況に子どもたちが追い

込まれているのだということを切実に思いました。

ただ、その一方で、法律に盛り込むことで、親たちが、もしかしたら、もっともっと追い詰められるのではないだろうか。ちょっと手を上げただけでもいけないのというような怯えになるのではないだろうかという懸念もございました。

この法律は、子どもを救うためであると同時に親も救いたい、そういう願いを込めているはずだと、それをガイドラインにまとめさせていただけるのであれば、難しいけれどもお受けしてみたいと思いました。

いざ、検討会が始まりましたら、毎回、どの委員からも本当にすばらしい御意見を聞かせていただき、私も大変多くを学ばせていただきました。それぞれの御専門を生かした、御経験を生かした議論が毎回は熱く語られて、むしろ来るのが楽しみなような、そんな会でした。

ここまで私たち委員に、自由に積極的に意見交換をできる場を与えてくださったのは、どの委員もおっしゃっていましたが、何より事務局の御尽力にほかなりません。本当にきめ細やかに、真摯に御対応くださりまして深く感謝いたします。森委員もおっしゃっていましたが、ワークライフバランスを推進している厚労省がこのようなお仕事をなさって大丈夫なのだろうと思うほどでしたが、ただ、守るべきもの、社会として大事なものを守っていくためには、そのキャスティングボードを握っている立場にいる方たちは、あるときは自分の身をかけてでも尽くしてくださるのだということを、事務局の皆様の働きに、今回、本当に感謝とともに学ばせていただきました。

先ほど松田委員もおっしゃってくださったのですが、私は初回に、十分なガイドラインが作れると思わない、むしろ、今後の議論のたたき台になるような、そういう意味で骨太のものを作れたらということをお願いしました。

そのときも、スウェーデンの例をお話しして、スウェーデンは体罰禁止法を世界で初めて作った国ですが、あの国の本当にすばらしいところは、そこから40年かけて、国中で議論を続けたことなのです。それが今、体罰などほとんどない国を作っている。日本も、それができるかなという希望を、今、この会を終えるに当たって持っています。

といいますのは、この会が始まってから、皆さんのところにもいろいろな声があったことですが、本当に関心が高かったと思います。

私の知人の何人かも、毎回議事録を全部プリントアウトして、勉強会をしていますなどといって、プレッシャーをかけてくれたりしたのです（笑）。

パブコメもこれほど真摯な意見が寄せられ、それから、キャッチコピーも600近かったですか、本当にありがたいことだと思います。

日本社会は、今回のガイドラインをもっともっと大きく育てていける土壌をしっかりと整えてきているのだなということを思って、この検討会を終えることができることは、何よりありがたいことだと思います。

最後になりますが、このガイドラインについて、皆様の思いをここで最後にまとめます

と、何より子どもの権利を守るため、そして、その傍らにいる親を幸せにする、そのための社会のお約束なのだということを、心してまとめさせていただきましたもので、その方向で周知広報にも、今後、尽くさせていただければと思います。

委員の皆様、そして、事務局の皆様、本当にありがとうございました。

それでは、とりまとめの扱い、今後の予定について、事務局から御説明をお願いいたします。

○柴田室長 昨年9月から今日の2月までの検討会での御議論、御審議、誠にありがとうございました。

本日いただきましたとりまとめ及びキャッチコピーにつきましては、これまで検討会で御議論いただきました内容、そして、今日いただいた想いなども含めまして、児童福祉法改正の施行であります、来年4月に向けて、リーフレット等を作成して、まずは周知啓発を行うということとともに、改正法施行後も、しっかりと周知啓発等に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○大日向座長 本当にありがとうございました。よろしく願いいたします。

最後に、渡辺局長から一言御挨拶をお願いいたします。

○渡辺局長 先生方には、昨年の9月から4回でございましたけれども、本当に4回と思えないほど、非常に精力的な御審議をいただきまして、また、毎回非常に丁寧な御議論とともに、貴重な資料もいただきまして御議論をいただきましたことを感謝申し上げます。

今回のとりまとめのメッセージは、先ほど来、先生方が、お一人お一人、思いを述べてくださったことに表されていると思います。法律が変わって行政が何か解釈を出すということで広まるものではなくて、やはり一人一人に共感を持って受け入れていただく、そして社会意識を変えていく、そういうものにしなければいけない。

ただ、それをどうやって進めていったらと、正直、私も去年の夏の段階では、こういったとりまとめのイメージも全くなかったのですが、先生方の御審議のおかげで、こうした、いい出発点となる報告がまとまったというのは、本当に貴重だと思っております。

啓発も、いろいろな場面があると思ひまして、国民の皆様にも全体的に訴えかけていくところもあれば、もう少し個別なアプローチで、より深く啓発していくということもありますし、また、子どもの権利とか、去年の児童福祉法改正が投げかけた他の問題ともつながっていく、そういうことだと思っております。

今日の検討会は、これで閉じますが、先生方には、今後、いろいろな場面で、また、アドバイスなり、御助言をいただくことがあると思いますので、引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本当にありがとうございました。

○大日向座長 ありがとうございました。

それでは、これもちまして「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」を、本

日をもって閉会といたします。

本当にありがとうございました。